

議員提出議案第 5 号

外国人学校に対する授業料無償化制度の見直しを求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 17 日

提出者	高	良	宗	矩
賛成者	仲	嶺	忠	師
〃	東内原	とも子		
〃	友	寄	永	三
〃	長	山	家	康
〃	石	川	勇	作
〃	伊良部	和	摩	
〃	登野城	このみ		

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

外国人学校に対する授業料無償化制度の見直しを求めるため。

外国人学校に対する授業料無償化制度の見直しを求める意見書

政府が進める高校授業料無償化は、2025 年 4 月から公立・私立を問わず一律に年間 11 万 8,800 円の就学支援金の所得制限を撤廃し公立高校を実質的に無償化としている。また、2026 年 4 月から私立高校を対象に加算されている就学支援金の上限額の所得制限を撤廃し、私立の全国平均の授業料である 45 万 7,000 円に引き上げると明記している。

今回の無償化により、子どもたちの選択肢が広がるメリットがある一方で、経営難をカバーするために外国人に頼らざるを得ない一部の学校においても、支援対象となることへの懸念がなされている。

授業料無償化は税金によって賄われる制度であり、日本の教育環境を充実させることを目的としている。そのことから恩恵を受ける対象は、納税者の理解を得られる形で決定されるべきである。日本人の支払う税金が、日本国内の外国人学校の授業料支援に充てられることは、「日本の公教育を支えるための税負担」という本来の目的から逸脱していると考えられる。

また、現在日本人の子どもが海外の私立高校に通う際、日本政府は授業料支援を行っていない。一方で、日本に住む外国籍の子どもがインターナショナルスクールに通う場合には所得制限なしに支援額も増額し公費負担となる状況は、国民にとって公平性を欠く制度設計であり、見直しが必要である。

日本国内の教育環境を向上させるためには、現行の制度案ではなく、教育の国際化や日本人学生の海外留学支援等を拡充することが求められる。限られた財源を外国人学校の授業料負担に充てるのではなく、日本の教育制度の向上に活用することが、日本社会全体の利益に資すると考える。

以下のことを要望する。

記

- 1 外国人学校・インターナショナルスクールに通う外国籍の子どもへの支援の在り方を見直すこと。
- 2 日本人の子どもが海外で学ぶ際の支援を拡充し、教育の国際化を進めること。
- 3 日本人学生の留学支援に予算を重点配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 17 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、文部科学大臣